

●まちの情報誌●



# 広報

# たかとり

7月号  
2012  
JULY

町の人口

男 3,578人

女 3,956人

計 7,534人

世帯数 2,902戸

2012年5月末現在

No. 458

## 心を込めて作ったカバン

\ ケニアに届け /



たかむち小学校6年生が作ったカバンが、  
ケニアの小学生に届けられます。

ケニアには、破れたビニール袋に勉強道具を入れて、  
数十キロの道のりの学校に通う子どもも達がいます。

歌の素晴らしさを伝える活動を世界中で行っている  
寺尾仁志さん（ヒューマンノート代表）がこの実状を  
知り、歌の学校めぐりで訪れた小学生にカバンを作つて  
もらい、ケニアに届ける活動をされています。

2月にたかむち小に訪れた寺尾さんの依頼で、6年生  
が心を込めてカバンを作り、この度完成しました。

10月に寺尾さんがケニアの小学校を訪問し、直接カ  
バンを手渡しされます。  
きっと喜んで使ってくれることでしょう。



Photo : KOUJI INOUE

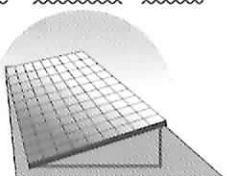
◆ 心やすらぐふるさと高取 ◆

## 総務課

秘書・陳情・人事、給与等・議会・消防、防災・選挙・自治会・情報公開・交通安全・財政・広報・土地開発公社・指名願・入札に関することなど

## まちづくり課(新設)

町の総合企画・地域振興・広域行政・企業誘致・農業・林業・商工業・観光・労働・統計調査・自然エネルギーに関することなど



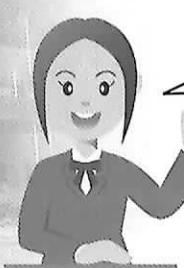
## 税務課

町税・国民健康保険税の賦課徴収・滞納整理に関することなど

## 住民福祉課

戸籍・住民票・印鑑証明・出生届・死亡届・国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療制度・福祉等医療・保育・母子・高齢者対策・障害福祉・生活保護・ごみ・し尿・公害問題・人権啓発・総合センター、保健センター、地域包括支援センターに関することなど

~~~~~が変更箇所



### 就任コメント

本年4月1日付けをもちまして、  
高取町の副町長に就任させていた  
だきました。

高取町は数年前から厳しい財政状況の下、思い切った財政再建に取り組んできましたが、植村町政の2期目では、財政再建や改革の続行のみならず、将来に向かって希望の持てるまちづくりも進めていこうとしているところです。そこで、町長を補佐し、町が直面する諸課題の解決や、歴史豊かで自然にあふれた環境を活かしつつ、一層元気で暮らしやすいまちづくりのため、少しでもお役に立てるよう努めています。よろしくお願いいたします。

東秀好  
あずま  
ひでたか



平成24年4月から副町長が就任しました。

## 副町長就任

7月1日から、課の名称、業務内容および場所が一部変わります。



## 役場の組織が変わります

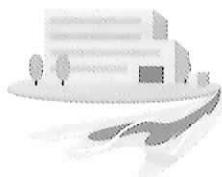
## 事業課

都市計画・公園の整備、管理・開発行為・道路の建設および維持管理、河川・上下水道に関することなど



## 管理課

公有財産、庁舎、町営住宅、里道、水路の維持管理・町有地の登記に関することなど

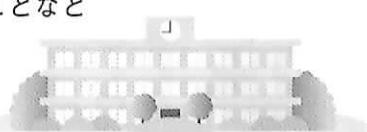


## 会計室

公金の出納・現金有価証券の保管・決算・財産記録に関することなど

## 教育委員会

学校教育・学校給食・生涯学習・社会体育・ホール管理運営・人権教育・文化財に関することなど



### 《主な変更点》

- 「企画財政課」を廃止し「まちづくり課」を新設しました。「企画財政課」の所管していた業務は、「総務課」と一部「まちづくり課」へ変更になります。
- 「事業課」の所管していた業務も一部「まちづくり課」へ変更となります。
- 「まちづくり課」の場所は、老人福祉センター1階です。
- 「管理課」の所管していた業務は、一部「事業課」へ変更となります。

# インターネットでつながる 学童歯みがき大会



6月4日、小学生に歯と口への健康意識を育てる「第69回学童歯みがき大会」がインターネット中継で開催され、たかむち小学校5年生が参加しました。日本とアジア5カ国の649校3万8千人が参加し、歯の磨き方や歯に潜む菌についてクイズ形式で出題され、歯やお口の健康について学びました。

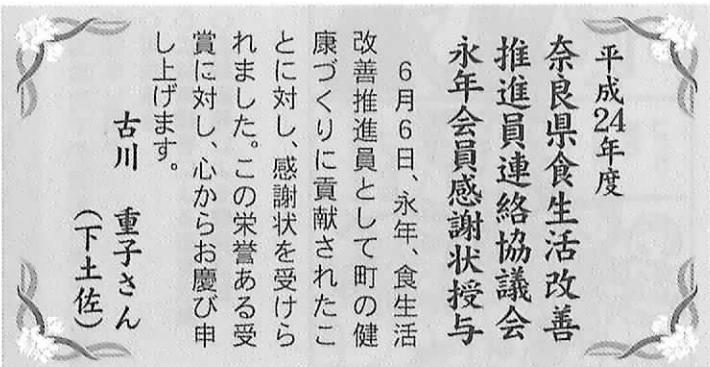


平成24年度

奈良県食生活改善  
推進員連絡協議会  
永年会員感謝状授与

6月6日、永年、食生活改善推進員として町の健康づくりに貢献されたことに対し、感謝状を受けられました。この栄誉ある受賞に対し、心からお慶び申し上げます。

古川 重子さん  
(下土佐)



## さつき展開催

5月26日・27日の2日間リベルテホテルにおいて毎年恒例のさつき展(盆栽の会主催)が開催されました。たくさんの人で賑わいました。また当日は災害支援のための募金箱も設置され多くの皆様のあたかいご支援を賜りました。



# 社会を明るくする運動

第62回

強調月間 7月1日～31日

## 【趣旨】

国・法務省の指針のもと、奈良県においては「青少年の非行・被害防止に取り組む運動」、「差別をなくす強調月間」および「人権施策に関する基本計画」を実施する関係機関・団体と緊密に連携しながら、地域に根ざした誰もが参加できる活動をめざします。

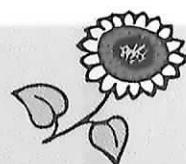
## 【重点事項】

「立ち直りを支える取り組みについての理解促進」「就労・住居等の生活基盤づくりにつながる取り組みの推進」

本趣旨に基づき、社明運動高取町推進

委員会が中心となり、関係機関の協力を得て、啓発活動や研修等を開催しますので、町民の皆さんのご理解と協力をお願いします。

## ひまわり テレホン



- 7月23日(月) 13時30分～15時30分
- 0744(52)3334
- 内容 社会を明るくする運動の趣旨に添って、電話で相談を受け付けます。

# てんいち先生



## 第41回 差別をなくす町民集会

○とき 7月7日（土）13時30分～（12時30分受付開始）

○ところ リベルテホール

○テーマ 子育てに悩む親たちに愛のメッセージ

### ～講演～

「子育てに悩む親たちに愛のメッセージ」

～理解という愛の形について～

臨床心理士・高取町スクールカウンセラー  
松本 拓真 先生

### ～高取中学校吹奏楽部による

#### ミニコンサート～

千の風になって

ヘビーローテーションほか

### ～その他～

ゲームコーナー、東日本大震災・

紀伊半島大水害災害復旧支援コーナーなど

### ○問い合わせ

高取町人権・同和問題啓発活動推進本部（住民生活グループ内）



高取町  
人権擁護委員会

## 人権相談コーナー

○とき 11時～13時

○ところ リベルテホール

1階和室

7月1日～31日  
強調月間

差別と  
なくす

毎月11日は  
人権を確かめ合う日です

高取町での強調月間中の具体的な取り組み  
◇町民集会  
◇広報無線等による街宣活動  
◇広報紙等による啓発活動

7月は「差別をなくす強調月間」です。人権意識の確立と高揚を図り、部落差別をはじめとした一切の差別をなくすため、さまざまな取り組みが行われます。

平成26年度を目標とする「高取町障害福祉計画【第3期】」を策定しました。この計画は、障がいのある人の地域生活をえるため、サービス提供事業者、県、近隣市町村と協力し、障害者自立支援法に基づくサービスの提供体制を充実させていくものです。

高取町ホームページまたは、保健福祉グループでご覧ください。

**障害福祉計画  
【第3期】を策定**

改正農地法の規定により、相続などにより農地等を取得した場合には、農業委員会にその旨を届出することが義務付けされました。詳しくは、町農業委員会事務局へお問い合わせください。  
(まちづくり課内)

## 農地を相続した場合の届出制度について

再びは聞く術もなき夫の声  
なつかしみつつテープを流す  
松尾多希子

「ちゃん」づけで呼び合ふ老いのグループの車内の会話明るく  
はづむ  
六山寿美子

泣く吾子に乳房ふふませ母らしく  
なりゆく孫をいじらしく見つ  
平井寿み枝

## 短歌

ぬりたてのベンキのほふ海の家  
宮原 昭子

葛本舗相伝誇る麻のれん

河合 和子

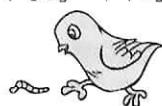
草茂る土手を彩る野萱草  
米田 秀子

## すくすく発達相談

「赤ちゃんのときから目があわなかったり、泣き方が激しかったり・・・」「何となく、落ち着かないように感じる」「お話しはよくできるのに、やりとりがうまくいかないことがある」などといった子どもさんの発達やしつけについて不安を持つ方々を対象に臨床心理士による専門的なアドバイスや相談を行っています。お子様の日常の様子で気になることがありましたら、お気軽にご相談ください。

◇とき 7月26日(木) 13時~17時

◇ところ 保健センター



◇対象者 就園前の乳幼児

◇利用方法 予約制。

※7月17日(火)~20日(金)に保健センターへ電話でお申し込みください。(定員あり)

◇費用 相談は無料



◇費用 相談は無料です。  
◇その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーやによる相談も行っています。  
日時等につきましては、高取中学校までお問い合わせください。  
0744(52)2151

## ふれあい料理教室 参加者募集!!

夏休みにみんなで楽しくクッキング! 初めてでも大丈夫です。簡単にできる料理を食生活改善推進員がご紹介します。

【とき】 7月24日(火) 10時受付~14時

【ところ】 リベルテホール 調理室

【対象者】 小学生とおとなとのペア(兄弟姉妹参加可)

【定員】 20組

【参加費】 1人につき 300円

【持参品】 エプロン、三角巾、あればお子さま用の調理器具等

【申込】 7月9日(月)~13日(金)までに保健センターへお申ください。

【後援】 高取町、高取町教育委員会

7月の  
臨床心理士による  
**教育相談**

◇相談日 7月4日(水)

11日(水) 18日(水)  
25日(水)

いずれも 13時から17時

↑1回約45分の事前予約制

◇相談場所 リベルテホール

◇対象者 町内在住の子どもたち(中学生まで)とその保護者

◇利用の仕方 教育委員会事務局・学校教育グループへ、電話でお申し込みください。

0744(52)3715



子育て支援センター  
**アミイクラブ**

親子でふれあい、楽しい時間を一緒に過ごしてみませんか?

気軽に参加してみてください!!

○とき 7月17日(火) 10時~11時30分

○ところ たかとり保育園

○対象者 0~3歳児とその保護者

○内容 お誕生日会

水遊び(持ち物…水着・タオル・帽子)

○問い合わせ

子育て支援センター(たかとり保育園内)  
0744(52)4368

○申し込み時間 9時~16時まで

※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申し込みください。

※7月6日・20日の10時~11時30分は保健センターを開放しています。お気軽にお越しください。

## 町立学校体育施設および 健民運動場の 使用に関する会議

高取町在住・在勤・在学の方で、平成24年度に健民運動場の定期使用を希望する団体は、使用に関する調整会議を行いますので、ご出席ください。

◇とき 7月13日(金)

◇期間 10時~11時30分

◇ところ リベルテホール2階 大研修室

◇問い合わせ

平成24年10月1日~  
平成25年3月31日

高取町教育委員会事務局

○内容 おたのしみ会

○対象者 0歳~未就学園児とその保護者

○問い合わせ

0744(52)3715

平成24年度

～みんなで楽しく心も身体も元気になりませんか?～

## 高取町介護予防教室「健康いきいき教室」のご案内

からだを動かすことがなく、筋力がだんだん衰えていませんか?食事が飲み込みにくくなったり、むせたりすることはありませんか?食欲が落ちてきたことはないですか?

からだを動かすことに無理がなく、生活に必要なことが自分で行え、自分らしくいきいきと日常生活を続けられるよう介護予防教室に参加してみませんか?

○とき 9月~11月(全12回)9時~11時

○ところ 高取町保健センター

※町内に限り希望者には送迎可能

○対象 町内居住の65歳以上の方

要介護・要支援の介護認定を受けていない方

※簡単なアンケートの結果、生活機能低下の可能性があると判定された方を対象者とさせていただきます。

○定員 約20名

○内容

①転倒予防や加齢に伴う筋力低下予防などの運動(簡単なストレッチ・高齢者向けの筋力トレーニング)

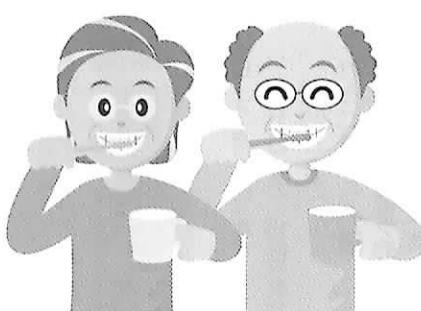
②嚥下力飲み込む能力などの口腔機能向上を学ぶ(お口の体操など)

③バランス食の摂り方など栄養改善の指導(栄養相談・塩分測定など)

○申込〆切 8月10日(金)

○申込・問い合わせ

地域包括支援センター 0744(52)5531



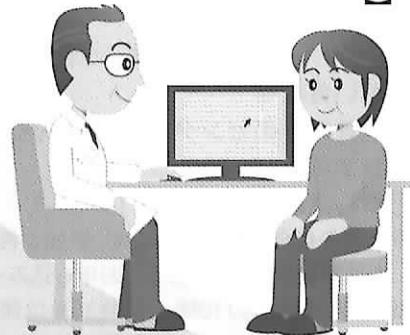
|        |                                                                                          |                         |            |                            |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------|----------------------------|
| ◇応募方法  | 官製ハガキに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、年齢を明記し、〒630-8002奈良市二条町2丁目9-2奈良県歯科医師会・高齢者いき歯のコンクール係まで | ※第17~19回の最優秀の方は応募できません。 | ◇応募資格      | 70歳以上で歯の健康な方(若干の欠損歯、かぶせ等可) |
| ◇問い合わせ | 奈良県歯科医師会<br>0742(33)0861                                                                 | 応募期限                    | 8月31日(金)まで |                            |

第20回

## 奈良県高齢者 いい歯の コンクール

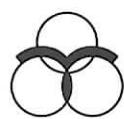


| 60歳:       | 55歳:       | 50歳:      | 45歳:      | 40歳:      | 【乳がん・大腸がん検診対象】 |
|------------|------------|-----------|-----------|-----------|----------------|
| 昭和27年4月11日 | 昭和32年4月12日 | 昭和37年4月1日 | 昭和42年4月2日 | 昭和47年4月1日 | 昭和46年4月2日      |
| 昭和27年4月12日 | 昭和32年4月1日  | 昭和37年4月2日 | 昭和42年4月1日 | 昭和47年4月2日 | 昭和46年4月1日      |
| 昭和27年4月1日  | 昭和32年4月2日  | 昭和37年4月1日 | 昭和42年4月1日 | 昭和47年4月1日 | 昭和46年4月2日      |
| 昭和27年4月2日  | 昭和32年4月1日  | 昭和37年4月2日 | 昭和42年4月2日 | 昭和47年4月2日 | 昭和46年4月1日      |



5月下旬に、次の対象年齢の方には、子宮がんおよび乳がんの無料クーポン券・検診手帳等を送付しています。クーポン券が届いていない方、または転入等で他市区町村のクーポン券をお持ちの方は、保健センターにて相談ください。

## がん検診推進事業 無料クーポン券送付のお知らせ



# 高取町ふるさと応援寄附金

平成23年度にお預かりした「ふるさと応援寄附金」の状況をお知らせします。  
ご寄附に心から感謝いたします。

## 平成23年度の寄附採納状況

22件 6,610,000円

### 分野別内訳

#### ①公共施設整備のための事業

0円

#### ②地域福祉の向上に資する事業

2,000,000円

#### ③学校教育推進のための事業

0円

#### ④地域文化振興事業

4,610,000円

#### ⑤その他町長が必要と認める事業

0円

#### ほか10名

## 寄附者

## ※寄附日順

|                     |            |
|---------------------|------------|
| ◇(医)中川会飛鳥病院(奈良県)    | 2,000,000円 |
| ◇沢設備工事(株)(奈良県)      | 200,000円   |
| ◇やまと吉永(奈良県)         | 100,000円   |
| ◇ダイヤ製薬(株)(奈良県)      | 50,000円    |
| ◇守金 真滋(奈良県)         | 50,000円    |
| ◇モチノキ薬品(株)(大阪府)     | 500,000円   |
| ◇ユニテックメディカル(株)(大阪府) | 500,000円   |
| ◇新生薬品工業(株)(奈良県)     | 100,000円   |
| ◇田仲医院(奈良県)          | 300,000円   |
| ◇米田薬品工業(株)(奈良県)     | 200,000円   |
| ◇川端 政實さん(大阪府)       | 1,000,000円 |
| ◇川端 和女さん(大阪府)       | 1,000,000円 |
| ほか10名               | 610,000円   |

## 〈ふるさと応援寄附金の活用方法〉

ご寄附いただいた「ふるさと応援寄附金」は、高取町ふるさと応援基金に積立を行い、ご指定いただいた分野に関連する事業に活用させていただきます。

## 《平成23年度の活用状況》

### 地域福祉の向上に資する事業

#### 【子宮頸がん予防接種に対する補助】

250,500円

### 地域文化振興事業

#### 【ふるさと夏まつり

#### フイナーレイベントへの補助】

2,550,000円

## 寄附の流れ

### ①総務課へ連絡

ふるさと応援寄附申込用紙を郵送します。



### ②申込用紙の記入

必要事項を記入し、FAXまたは郵送で  
総務課へ提出ください。



### ③寄附金の支払

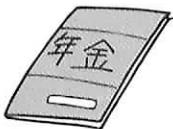
ご希望の払込み方法でご入金ください。  
銀行払込・現金払込・現金書留



※現金書留に係る手数料は、寄附される方にてご負担をお願いします。

◇問い合わせ 総務課

◇申請先 年金手帳・印かん 持参品 つてください。



これまでに受けた審査を行いますので、申請は不要です。ただし、所得の申告は忘れずに行ってください。

前年度には全額免除額免除・納付猶予制度」があります。また、30歳未満の方には「納付猶予(若年者納付猶予制度)」があります。が、学生の方には「学生納付特例制度」があります。

が承認され、継続申請の申出をされ、納付猶予に該当するか全額免除・納付猶予制度」があります。ただし、所得の申告は不要です。ただし、所得の申告は忘れずに行ってください。

前年度には全額免除額免除・納付猶予制度」があります。また、30歳未満の方には「納付猶予(若年者納付猶予制度)」があります。が承認され、継続申請の申出をされ、納付猶予に該当するか全額免除・納付猶予制度」があります。ただし、所得の申告は不要です。ただし、所得の申告は忘れずに行ってください。

前年度には全額免除額免除・納付猶予制度」があります。また、30歳未満の方には「納付猶予(若年者納付猶予制度)」があります。が承認され、継続申請の申出をされ、納付猶予に該当するか全額免除・納付猶予制度」があります。ただし、所得の申告は不要です。ただし、所得の申告は忘れずに行ってください。

前年度には全額免除額免除・納付猶予制度」があります。また、30歳未満の方には「納付猶予(若年者納付猶予制度)」があります。が承認され、継続申請の申出をされ、納付猶予に該当するか全額免除・納付猶予制度」があります。ただし、所得の申告は不要です。ただし、所得の申告は忘れずに行ってください。

前年度には全額免除額免除・納付猶予制度」があります。また、30歳未満の方には「納付猶予(若年者納付猶予制度)」があります。が承認され、継続申請の申出をされ、納付猶予に該当するか全額免除・納付猶予制度」があります。ただし、所得の申告は不要です。ただし、所得の申告は忘れずに行ってください。

国民年金の  
保険料免除制度への  
申請はお早めに!

# 町営住宅入居者を公募します

公営住宅第1団地4号  
公営住宅第1団地21号  
改良住宅第1団地15号  
改良住宅第1団地33号  
計4戸

## 申込資格

- ・町内に住んでいること
- ・同居親族があること
- ・世帯の月収が収入基準額以内であること
- ・住宅に困窮していること
- ・税の滞納がないこと

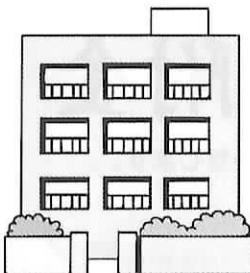
※その他、詳しくは入居申込案内をご覧ください。

## 【入居申込案内および入居申込書の配布】

7月2日（月）～20日（金）

受付期間

受付場所および問い合わせ  
管理課



## 放送大学

# 10月生募集のお知らせ

放送大学では、平成24年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。

放送大学はテレビやインターネットを通して授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

○15歳以上の方なら、1科目から学習する選科履修生・科目履修生として入学できます。

○18歳以上の大学入学資格をお持ちの方なら、学力試験はなく、全科履修生として入学でき、4年以上在学して124単位以上を修得し、卒業すると、学士(教養)の学位を取得できます。

○ひとつの分野を体系的に学びたい方には、「放送大学エキスパート」を実施しています。



出願期間は8月31日まで。

お気軽に放送大学奈良学習センターまで資料をご請求ください。

0742(20)7870

※放送大学ホームページでも受け付けています。

## 鼻に関する「講演会」と「無料相談」



◇とき 8月2日(木)

14時30分～16時30分

◇ところ 奈良県医師会  
(橿原市内膳町)

◇講演

「鼻の働き、病気と治療」

奈良県立医科大学 耳鼻咽喉・頭頸部外科学教室  
教授 細井祐司

◇無料相談

耳鼻咽喉科全般に関する相談

※事前予約は不要

◇問い合わせ

奈良県医師会耳鼻咽喉科部会事務局  
0744(22)8502

緊張場面や不安を感じる状況で動悸、息苦しさ、発汗、声や手が震える、などの身体の反応が強くなりますが、多くは羞恥心からそれらの症状を隠そうとし、さらに

1つの疾患として考えられることはありませんでした。が、近年「社会不安障害」という病気とみなされるようになりました。

単なる上がり症、対人緊張としての性格の問題、個人差の問題としてとらえられ、従来、このような症状は單なる1つの疾患として考えられることはませんでした。が、近年「社会不安障害」という病気とみなされるようになります。

人は誰も他人に注目され、場面では緊張や不安を感じます。それ自体は決して病的なものではありません。しかし、その症状が通常は緊張しないと思われる状況場面(例えば電車に乗る、買い物をするなど)で現れ、そのためには、行動がとれないといった強い苦痛を感じるようになれば、それはなんらかの対応をすべき問題となります。

# 社会不安障害

社会不安障害



それが不安や緊張を高めるという悪循環が生じます。10～20歳代で発症することがほとんどです。心あたりのある方は、近くの精神科や診療内科でご相談ください。



奈良県医師会



# 三自衛官募集案内三



防衛省では、平成24年度採用の自衛官候補生、一般曹候補生、航空学生、看護学生、防衛大学校学生および防衛医科大学校学生を募集しています。

## 自衛官候補生（陸・海・空自衛隊）

- ★応募資格 18歳以上27歳未満の者
- ★受付期間 男子：年間を通じて行っています  
女子：8月1日（水）～9月7日（金）
- ★試験日 受付時にお知らせします

## 一般曹候補生（陸・海・空自衛隊）

- ★応募資格 18歳以上27歳未満の者
- ★受付期間 8月1日（水）～9月7日（金）
- ★試験日 9月17日（祝）＜1次試験＞  
10月4日（木）～11日（木）＜2次試験＞

## 航空学生（海・空自衛隊）

- ★応募資格 高卒（見込含）21歳未満の者
- ★受付期間 8月1日（水）～9月7日（金）
- ★試験日 9月22日（土）＜1次試験＞  
10月13日（土）～18日（木）＜2次試験＞  
11月10日（土）～12月13日（木）＜3次試験＞

## 看護学生（陸上自衛隊）

- ★応募資格 高卒（見込含）24歳未満の者
- ★受付期間 9月3日（月）～10月1日（月）
- ★試験日 10月20日（土）＜1次試験＞  
11月17日（土）・18日（日）＜2次試験＞

## 防衛大学校学生（一般前期）

- ★応募資格 高卒（見込含）21歳未満の者
- ★受付期間 9月3日（月）～10月1日（月）
- ★試験日 11月10日（土）・11日（日）＜1次試験＞  
12月11日（火）～15日（土）＜2次試験＞

## 防衛医科大学校学生

- ★応募資格 高卒（見込含）21歳未満の者
- ★受付期間 9月3日（月）～10月1日（月）
- ★試験日 10月27日（土）・28日（日）＜1次試験＞  
12月5日（水）～7日（金）＜2次試験＞

※ホームページ等でも資料閲覧・請求ができます。奈良地方協力本部 <http://www.mod.go.jp/pco/nara>

●問い合わせ

**自衛隊権原地域事務所**

TEL.0744-29-9060

|                  |                 |                                         |                                   |
|------------------|-----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|
| 犯罪被害者支援のボランティア募集 | 7月2日（月）～8月6日（月） | 7月2日（月）～8月6日（月）                         | 7月2日（月）～8月6日（月）                   |
| ◇募集人員            | 20名程度           | ◇応募資格                                   | ◇募集期間                             |
| ・奈良県在住の成人        | ・性別、職業、学歴は問いません | ・犯罪被害者等の支援活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして積極的に参加出来る方 | ・犯罪被害者支援に携わるボランティア支援員（第6期）を募集します。 |
| ・その他             | ・奈良県在住の成人       | ・犯罪被害者等の支援活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして積極的に参加出来る方 | ・犯罪被害者支援に携わるボランティア支援員（第6期）を募集します。 |

FAX 0742(95)7560  
TEL 0742(26)6935  
（平日10時～16時）  
（毎週金曜日13時～予定）  
申込み・問い合わせ

夏の風物詩「花火」の季節がやってきました。  
海や山、川や公園などで遊ぶ機会が増えてくると思います。  
しかし、きれいな花火は時に、ケガやヤケドの原因になることもあります。使用後の不始末から火災になることもあります。  
花火による事故の原因に、打ち上げ花火が倒れて大ケガをしたり、火が消えたと思って筒をのぞいてヤケドをしたりと気をつけなければならないことがあります。  
楽しい思い出を残すためにも、使い方には注意しましょう。

※花火の注意点

- 子供だけで遊ばない。
- バケツなどに水を用意する。
- 風の強い時は花火で遊ばない。
- 人や家に向けたり、燃えやすいものの近くで遊ばない。
- 筒物花火の中を絶対にのぞかない。
- 花火をほぐしたり、ポケットに入れたりしない。
- 最後には水につけて、ゴミを持ち帰る。

○筒物花火の中を絶対にのぞかない。

● 高市消防署  
0744(52)4499



## 『楽しく花火をするために』

# 7月のごみ収集日

可燃物 [もえる] ごみ

- \*ごみ搬出は、所定の場所に午前8時30分までにお願いいたします。
- \*【】内は次月の最初の収集日。
- \*ごみ分別をおこなわれるときには、ごみパンフレットをご覧ください。

●ごみ110番 ●TEL 0744(52)3334 内線 500 住民福祉課  
501 環境事務所

| 月曜日・木曜日コース                                                                                    | 火曜日・金曜日コース                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下土佐・觀覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・<br>谷田・与楽・寺崎・越智・車木<br>2日・5日・9日・12日・19日・23日・<br>26日・30日【8月2日・6日・9日・13日】 | 清水谷・上子島・下子島・上土佐・丹生谷・兵庫・<br>森・田井庄・薩摩・佐田<br>3日・6日・10日・13日・17日・20日・24日・<br>27日・31日【8月3日・7日・10日・14日】 |

不燃物 [もえない] ごみ

| 第1・第3 火曜日                  | 第2・第4 火曜日             | 第1・第3 木曜日              | 第2・第4 木曜日           |
|----------------------------|-----------------------|------------------------|---------------------|
| 下土佐・觀覚寺・吉備・<br>松山・羽内・藤井    | 市尾・谷田・与楽・<br>寺崎・越智・車木 | 丹生谷・兵庫・田井庄・<br>薩摩・森・佐田 | 清水谷・上子島・<br>下子島・上土佐 |
| 3日・17日・31日(特別収集)<br>【8月7日】 | 10日・24日<br>【8月14日】    | 5日・19日<br>【8月2日】       | 12日・26日<br>【8月9日】   |

資源物「リサイクル」ごみ①

| 第1週・第3週 月曜日           | 第1週・第3週 水曜日                            | 第1週・第3週 金曜日             |
|-----------------------|----------------------------------------|-------------------------|
| 市尾・谷田・与楽・<br>寺崎・越智・車木 | 清水谷・上子島・下子島・上土佐・<br>丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田 | 下土佐・觀覚寺・吉備・<br>松山・羽内・藤井 |
| 2日・30日(特別収集)【8月6日】    | 4日・18日【8月1日】                           | 6日・20日【8月3日】            |

資源物「リサイクル」ごみ②

| 第2週・第4週 月曜日           | 第2週・第4週 水曜日                            | 第2週・第4週 金曜日             |
|-----------------------|----------------------------------------|-------------------------|
| 市尾・谷田・与楽・<br>寺崎・越智・車木 | 清水谷・上子島・下子島・上土佐・<br>丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田 | 下土佐・觀覚寺・吉備・<br>松山・羽内・藤井 |
| 9日・23日【8月13日】         | 11日・25日【8月8日】                          | 13日・27日【8月10日】          |

## 7月の し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。  
問い合わせ 住民生活グループ

| 日      | 曜日 | 向本班収集大字  | 岡本班収集大字     | 大中班収集大字     |
|--------|----|----------|-------------|-------------|
| 7月 2 日 | 月  |          | 丹生谷         | 丹生谷         |
| 3 日    | 火  | 森・佐田     | 丹生谷         | 丹生谷         |
| 4 日    | 水  | 薩摩・松山・市尾 | 丹生谷         | 丹生谷         |
| 5 日    | 木  | 羽内・藤井・市尾 |             |             |
| 6 日    | 金  | 市尾【曾羽】   |             |             |
| 9 日    | 月  | 谷田・兵庫    | 觀覚寺・下土佐     |             |
| 10 日   | 火  | 田井庄・兵庫   | 下土佐・上土佐・下子島 |             |
| 11 日   | 水  | 兵庫・車木    | 下子島・清水谷     |             |
| 12 日   | 木  | 越智       |             |             |
| 13 日   | 金  | 越智・寺崎    |             |             |
| 17 日   | 火  | 与楽       |             | 觀覚寺         |
| 18 日   | 水  |          |             | 下土佐・上土佐・下子島 |
| 19 日   | 木  |          |             | 上子島・下子島     |
| 20 日   | 金  |          |             | 吉備・下子島      |
| 23 日   | 月  |          |             | 清水谷         |
| 24 日   | 火  |          |             | 清水谷         |
| 25 日   | 水  |          |             | 下土佐・觀覚寺【駅前】 |



## 国民健康保険税第1期分および固定資産税第2期分の納期月について

固定資産税第2期分の納期です。7月31日(火)の納期限までに納めていただきますようお願いします。※なお、納期限を過ぎると、督促手数料と納期限の翌日から納付日までの日数に応じたその納付税額に年14.6%の割合で延滞金を加算した額での納付となりますので、ご注意してください。

☆国民健康保険税は4月1日を基準として7月に課税し、7月13日(金)ごろに納付書を送付します。

7月31日(火)が第1回の納期限になっておりますので、期限内納付にご協力をお願いします。

問い合わせ 税務課

町税の納付は、**口座振替**で便利で確実な

近隣の取扱い金融機関の窓口に「口座振替依頼書」を常備しています。通帳と届出印をご持参の上、取扱い金融機関でお申し込みください。

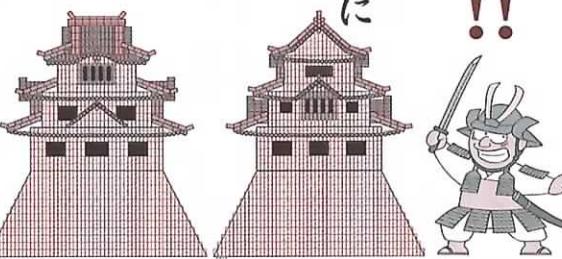


**日本一の高取城を  
ビールのアルミ缶で世界一に**

高取町一区自治会と天の川実行委員会では、3万7千個のアルミニ缶を使った高取城の製作にとりかかっています。

幅3.6m、高さ4mの高取城は8月末に完成予定。

これが見事完成すれば、世界一へ。



## 町税を滞納したら…

**滞納発生**

納税通知書に記載されている納期限(各納期限の末日)までに納付されなかった税金は滞納となります。

**地方税法第329条、第371条、第457条、第726条**

納期限までに町税等が完納されない場合は、督促状を発しなければなりません。

また、このとき督促手数料が加算されます。

**国税徴収法第47条**

督促状を発した日から、10日を経過しても納税者が滞納となっている町税等を完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

**国税徴収法第67条、第94条**

差押えた金銭債権は取立を行います。

差押えた不動産などの公売は、「入札」または「せり売り」により行います。

**国税徴収法第129条**

換価代金を差押えに係る町税等に配当・充当します。

**納付が困難な場合は、  
まず相談を！**

払いたくても払えない場合は、放置しないで納税相談を受けてください。要件に該当すれば、納付の猶予や延滞金の免除などの適用を受けられます。滞納を放置すると「納付の意思がない」とみなされます。

※なお、納期限後に納付すると、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その納付税額に年14.6%の割合で延滞金を加算した額での納付となりますので、ご注意ください。

問い合わせ 税務課

**配当・完納**

**廃品回収の  
ご協力のお願い**

◎どうぞ、お気軽にお越しください。

(敬称略)

**7月の相談日**

25日

奥田 桃代  
(行政相談)

岩室 裕子  
(行政相談)

辻本 節子  
(一般相談)

藤田 泰

ところ 老人福祉センター  
2階

とき 水曜日  
13時～16時

**心配ごと相談所**

◇問い合わせ  
たかむち小学校

※回収する物  
古新聞、古雑誌、ダンボール  
回収場所等の詳細につきましては、10月広報の折込チラシにてお知らせします。

10月21日(日)小雨決行

0744(52)2132